

青少年ペンフレンドクラブ（PFC）基本規約一部改正のお知らせ

PFC事務局では、2017年10月1日より青少年ペンフレンドクラブ（PFC）基本規約一部改正を行いました。

青少年ペンフレンドクラブ（PFC）基本規約の一部改正について（Q&A）

Q1 今回の改正の主な変更点を教えてください？

A1 ・「禁止事項」（第9条）を新たに定めると共に、「利用停止・除名」（第18条）になる行為を具体的に示しました。

Q2 その目的は何ですか？

A2 ・“文通は会員の自己責任のもとに行う”という基本原則のもと、会員の皆さんが安心して文通を楽しめるようにするため、会員間等のトラブルを未然に防止すると共にトラブルの拡散防止を目的としています。

Q3 レターパーク9月号に「改正の主な項目（案）」として『8条「文通の基本原則及び会員の責務」』の記載がありましたが、どうして削除されたのでしょうか？

A3 ・「文通の基本原則」である“文通は会員の自己責任のもとに行う”については、「免責事項」（第19条）において『会員間等の間に生じた個人的なトラブルに関して事務局は責任を負わない』ことを明示しており、これは文通の基本原則の趣旨を事務局の立場から規定したもので、結果として二重規定になることから割愛しました。

更に、基本原則は会員にとっては当たり前のことであり、規定化するよりは毎号のレターパークへの掲載や様々な機会を捉えて繰り返し周知することにより、会員の皆さんへの基本原則の浸透を図っていくこととしました。

・「会員の責務」である“文通相手を思いやる行為”については、「禁止事項」において会員の責務に反する行為を定めており、これも二重の規定になることから割愛しました。

Q4 その他、会員に直接影響を及ぼす改正はあるのでしょうか？

A4 ・「会員更新」について、『2年ごと』を『定期的』に変更しました。

なお、改正後の更新期間については別に定めることとしています。（第7条）

・「退会」について、『会員が死亡した場合』及び『会員が6カ月以上転居先不明になった場合』を新たに追加しました。（第7条）

・「PFCアドバイザーの更新」について、『本人の意向を踏まえて』を『活動状況等を考慮し』に変更しました。（第17条）